

海外トピックス

休日返上で介護費用の財源を フランス（上）

フランスでは、日本より2年ほど遅れた2002年1月に、公的介護手当が始まった。これは、日本やドイツのような社会保険方式ではなく、税を財源とした「手当」である。県の審査機関によって認定された60歳以上の要介護高齢者が給付を受けている。2004年時点の受給者数は86.5万人。受給者比率は60歳以上全体の約7%である。日本の受給者数が約340万人、65歳以上人口が約2500万人であることと比較すると、フランスの方が受給者比率が低く、また給付金額も少ない。

制度開始当初の予算は100億ユーロであり、うち80億が、直接給付に充てる分であったが、予想を上回る受給者に、赤字が累積している。しかし2003年夏の猛暑で高齢者約1万5000人が死亡したことが注目され、高齢者介護は財政を緊縮させる方向ではなく、むしろ手厚くする方向へと世論が形成されてきた。

このようななかで高齢者介護のための新しい財源確保策として、もともと祝日であった聖霊降臨祭の休日を「連帯の日」として平日にする法律が施行された。従業員はこの日を無給で働き、企業は「連帯税」を政

府に納める。これで増える17億ユーロの税収を高齢者・障害者支援に充てるというものである。

もちろん、日頃から頻繁にストライキが行われるフランスで「休日返上」「タダ働き」というこの政策がすんなり受け入れられるわけがない。さる5月16日がその日であった。法律上は休日が廃止され、フランス国鉄では平日ダイヤで運行する一方、教員組合や地下鉄労組などにより各地でストライキが行われた。これに加え、直前の世論調査で55%が「休む」と答えたように、有給休暇を利用して大半の社会人が自主休業した。

労働者の権利意識が強いフランスで、抵抗が目に見えるにもかかわらずあえてこのような政策をとったことは驚きでもある。もし仮に、日本で同じように「休日返上で介護保険の財源の補填」となったら、日本のサラリーマンはおそらく文句を言いつつも、決められたことだからと出勤して来るのではないだろうか…。

((株)日本総合研究所 研究員 岡元真希子)